

〔研究ノート〕

「家父長的世帯共同体」について

鷲見等曜

はじめに

講義の必要から、日本の古代家族にかんする先学の諸業績を読んでいると、しばしば「世帯共同体」「家父長的世帯共同体」の語に出会う。そこで、これらの概念を、私なりに理解しようと努力してみたが、容易に納得することができない。日本の史学界で、この二概念が重視されるのは、この二概念がエンゲルスの『家族・私有財産および国家の起源』の第4版で強調せられたからである。⁽¹⁾したがって原典にさかのぼってみると、今度は先学の二概念が、エンゲルスのそれと一致するかどうかについて疑問をもたざるをえなくなった。よって若干の疑問と私見を述べて、先学の御教示をえたい、と考える。もとより私は古代史の門外漢であるから、あるいは的はずれの、失礼な愚論に終るかもしれないが、あらかじめ御寛容を願いたい。

なお「家父長的世帯共同体」は、人によって「家父長制的世帯共同体」「家父長制世帯共同体」等と表現されるが、引用の場合をのぞいて、すべて「家父長的世帯共同体」に統一し、「協団体」は引用をふくめてすべて「共同体」とする。

注(1) 以下『起源』と略称する。またその引用はすべて大月書店刊、国民文庫版の村井康男、村田陽一訳本による。

1. 門脇禎二氏の規定

門脇氏は、石母田正氏や藤間生大氏の「親族共同体」論を批判し、「世帯共同体」概念の採用を強く主張した。この概念が今日の如く広く用いられるにいたるのは、これからであろう。氏は『日本古代共同体の研究』においてこの概念を次のように説明している。ほとんど全文をかかげよう。

「コワレフスキーの研究によってエンゲルスは世帯共同体を次のように特色づける。すなわちそれは、ほんらい一系列または数系列の姉妹たちが核となるプナルア家族に似たものであるが、それは対偶婚家族の発生によっても、けっして解体させられることなく、多くの世代ないしいくつもの単婚家族からなりたち、時には多くの非自由民をも含み込んで存続するところの共産主義的家族形態である。したがってそれは氏族制の崩壊期には、土地の共同占有の主体となりうるわけで、ここから村落共同体が発展するものとした。

(中略) 世帯共同体が発達した家父長制的世帯共同体は、家父長制家族のいくぶん緩和されたかたちとして、とくに東洋諸民族のもとに存在した。それはなお土地共有と共同耕作をともなうが、(共産主義的)世帯共同体とは明らかに段階を異にして把握される。エンゲルスはこれを母権的家族から単婚家族への過渡的段階の家族形態としている。(中略) 家父長制的世帯共同体が氏族制の崩壊過程に出現することは間違いなく、かつ共同体のアジア的形態を考察するには無視し難い概念であると思われる」

以上の如くであるが、つづいて「共同体」なる概念は、基本的には本源的共同体所有にのみ用うべきであり、家父長的世帯共同体が一つの家族形態なることを述べ、また註70で、「その形態はどうあれ家族の共有財産(動産あるいは労働によって生産された不動産=耕地・用水等々)の代表者による家父長制的所有形態が近代的所有の萌芽であり、分解の基点とみるべきである」との河音能平氏の批判を受け入れる、としている。前者については「世帯共同体」は

「共同体」だが「家父長的世帯共同体」は「家族形態」だといっているのか、両者とも「家族形態」だといっているのかわからないふしがあるが、ここでは問題にしないでおく。後者についてはのちにふれる。

さて上の引用によれば、門脇氏は世帯共同体と家父長的世帯共同体とを明確に段階のちがうものとされているから、まず世帯共同体から検討しよう。「一系列または数系列の姉妹たちが核となる」は「プナルア家族」を形容するから、門脇氏の世帯共同体の内容の第1は「プナルア家族に似たもの」ということである。『起源』のどこに「似たもの」というような表現があるのかわからないし、これでは明確な内容を掴みえないのであるが、ここに関連するらしい『起源』の文は次の如くである。

「どの原始家族も、おそくも二、三代後には、分裂しないではいられなかった。未開の中段階ふかくまで例外なくおこなわれていた原始的な共産主義的集合世帯が、家族共同体の最大限度を規定した。その限度は、そのときの事情によっていろいろにわかるが、それぞれの地点ではかなりに一定していた。同じ母の子たちのあいだの性交が不相当だという観念がうまれるやいなや、それは古い世帯共同体のこのような分裂と、新しい世帯共同体（だがこれはかならずしも家族群と一致するものではなかった）の創設とにあたって、影響をおよぼさないではおかなかった。一組または数組の姉妹たちが一つの世帯共同体の核となり、彼女らの肉身の兄弟たちがもう一つの世帯共同体の核となった。このようにして、あるいはこれと類似の方法で、血縁家族からモルガンのいうプナルア家族という形態が生じてきた⁽³⁾」

実のところ、エンゲルスのこの引用部分は私にはよく理解できない。とくに「姉妹たちが一つの世帯共同体の核となり、彼女らの肉身の兄弟たちが他の一つの世帯共同体の核となる」というのは、ここにどのような集団が形成されるのか、具体的な姿がうかんでこない。しかしこの引用部分全体を、私はほぼ次の如く理解する。すなわち、異世代婚の禁止しか知らず、まだ兄弟姉妹、従父母兄弟姉妹たちの同世代婚が許されていた原始的集団の分裂は、兄弟姉妹間等

の性交が不適当だという観念が生ずるやいなや、今までの同質的な二集団への分裂ではなく、いわば異質の集団への分裂となった。たとえばA集団の姉妹たちはB集団の兄弟たちと結婚し、B集団の兄弟たちがA集団に移り、A集団の兄弟たちはB集団またはC集団の姉妹と結婚し、B集団またはC集団に移住する。かくてA集団は姉妹を核とする集団となるわけである。婦処婚でなくて妻訪婚であっても事態に相異はない。『起源』はいう、「家族は氏族制度のもとでは、けっして組織単位ではなかったし、またそうであることはできなかった。なぜなら夫と妻とは、かならず二つの異なった氏族に属していたからである。(中略) 家族は、なかばは夫の氏族に、なかばは妻の氏族に、わかれた⁽⁴⁾」と。私にわからないのは、いずれにしろ「兄弟を核とする」集団はできないからである。門脇氏が「兄弟を核とする」を略されたのは、この意味であろうか。あるいは、妻訪婚を予定し、兄弟と姉妹は同じ集団に属していても家を異にする、という意味であろうか。『起源』の「世帯」は、しばしば Haus の訳語として使われている。以上のように考えれば、いずれにせよ、引用部分の「世帯共同体」は、まだ氏族組織もたないような原始的な共産主義的集合世帯の段階で問題とされている。「氏族制の崩壊期」などではない。とすれば、ここでは「世帯共同体」は原始共同体そのもの、またはその分裂した一分校のことであり、全体として原始共同体の概念に入るものではあるまいか。

門脇氏の規定の第2は、世帯共同体は対偶婚家族の発生によっても解体させられることがない、ということである。これも内容的な規定ではないが、ここは『起源』では、「対偶家族は、それ自体あまりに薄弱不安定なため、独自の世帯を必要とさせたり、せめてのぞましいものにすることさえないので、前時代からうけつがれた共産主義的世帯を解体させることは決してない。ところが共産主義的世帯ということは、家内における女の支配を意味する⁽⁵⁾」に相当するであろう。とすれば門脇氏自身が「世帯共同体」を「共産主義的世帯」と同内容のものとして認めていることであり、賛成である。しかし『起源』は、その「共産主義的世帯」について、ここでより明確な内容を示しているのに、なぜそれ

を問題としないのか理解できない。すなわち『起源』は、①「共産主義的世帯」はなお内部に「独自の世帯」を形成させていない、②それはいわゆる母権制であるといっている。「世帯共同体」が「共産主義的世帯」と同内容のものならば、次いで門脇氏がいうような単婚家族は成立していないのである。門脇氏の第2の規定は、これから問題とする第3の規定と全く矛盾するのである。なぜこのような矛盾が起ったかは、第3の規定を検討することで、はっきりする。

第3の規定は、「世帯共同体」が、①多くの世代ないしいくつもの単婚家族からなりたつ、②時には多くの非自由民をもふくむ、③共産主義的家族形態である、というのである。この部分は『起源』では「ドイツ人のあいだでもホイスラーによれば、元来の経済単位は、近代的な意味での個別家族ではなくて世帯共同体である。これはいくつかの世代ないし個別家族からなりたっており、その上しばしば多くの非自由人をふくんでいる⁽⁶⁾」の文に対応するであろう。とするならば、この文は有名な南スラブ人のザドルガの例のあとに、ひきつづいて述べられている。そしてザドルガは「群婚から発生する母権家族と近代社会の個別家族とのあいだの過渡的段階をなすもの」としての「家父長制世帯共同体」の例としてあげてあるのである。そしてザドルガについても「一人の父の血を引く数世代の子孫と彼らの妻とを包括している」と述べていることに注意する必要がある。『起源』はさらに、上掲のドイツ人の「世帯共同体」のあとに、ケルト人、アイルランド人、フランス等の「家族共同体」、インドの「土地を共同耕作する世帯共同体」等の例をあげて、そして最後に「いずれにせよ、土地の共同保有と共同耕作とをともなう家父長制世帯協同体は、いまでは従来とまったくちがった意義をもつようになっている。それが、旧世界の文化諸民属や多くの諸民属において母権家族から個別家族にいたる中間に重要な過渡的役割を演じたことを、われわれはうたがうことができない」とまとめている⁽⁷⁾。すなわちここでは「世帯共同体」という語が用いてあっても、すべて家父長的世帯共同体について述べていることは明白である。だからこそ、ここに

引用した諸文と門脇氏の「家父長制的世帯共同体」の規定とが一致するのである。門脇氏は、『起源』が家父長的世帯共同体について述べたことを、世帯共同体について述べたものと誤解したのである。先述のような矛盾が起った原因もこれで明らかであろう。

しかしこのような混乱が起る根本原因は、『起源』の「世帯共同体」とか「家族」という語の使い方にある。後者については、最近、江守五夫氏のすぐれた考察⁽⁸⁾が出た。江守氏はいう、「家族」という語によって単なる生殖的な集団を表示しようとするのであれば、そのような家族は、訪婚制下の母系氏族を除き原則として人類社会に普遍的に存在しており、エンゲルスもそれをみとめている。しかしエンゲルスが問題とする《家族》は何よりもまず、独自の「社会の経済的単位」としての家族なのであり、《家族》の本質的な要因をこの点に求めるならば、このような《家族》は原始社会には存在しない。家族における独立の生計は、生産手段の私有を前提とするものであって、その前提が欠如して共同体的所有が貫徹している原始社会にあっては、生計は個々の婚姻結合体にはなくて、いわば「合同」せるものとして現われる。エンゲルスのいわゆる《原始的な共産主義的世帯》ないし単に《共産主義的世帯》とは、まさにこのような原始血縁共同体的な生計の単位を意味すると。また江守氏は、エンゲルスの《共産主義的世帯》もこのような血縁共同体の末端単位である、ともいっている。これはほぼ私が上に述べたところと一致する。江守氏は「共産主義的世帯」にしかふれていないが、私はさらに「世帯共同体」も同義だと考えるのである。そして以上が『起源』の「世帯共同体」なる語の一つの使い方である。

ところが『起源』は、他方でこの語を「家父長的世帯共同体」と全く同じ意味にも用いていると思う。そしてこの方が多いのである。すでに掲げたもののほか、次の諸例がある。

(1) (カエサル時代のスウェーイー人の)「経済単位が氏族であったか、世帯共同体であったか、あるいは両者の中間にくらいする共産主義的親族群であっ

たか、それとも土地関係に応じてこの三つの群がすべて存在していたか、これについては今後も長いあいだ論争されるであろう⁽⁹⁾」この文の中の世帯共同体は、そのすぐ前で「母権的な共産主義的家族と近代の孤立的家族との中間段階として、家父長制世帯共同体が」といっているところからも、文中共産主義的親族群のあとの段階としていることから、「家父長的世帯共同体」たることは明らかである。

(2) 「タキトウスがえがいている状態は、マルク共同体あるいは村落共同体を前提とするものでなくて、世帯共同体を前提としており、ついで、この世帯共同体から、ずっとのちになって人口増加の結果としてはじめて村落共同体が発展した」という①につづくコワレフスキーの所説の紹介は、村落共同体の前段階なのであるから、当然に家父長的世帯共同体である。

(3) 「最古の文書、たとえばラウレスハメンシス文書のような文書は、村落マルク共同体によるよりも世帯共同体によるほうが、だいたいにおいてずっとよく説明できる」「私は世帯共同体という中間段階がドイツ人、スカンデナビア、イングランドにもあったということは大いにありそうなことであるのを、否認できない⁽¹⁰⁾」も村落共同体との関係でみれば「家父長的世帯共同体」のことをいっている。

以上によって『起源』の「世帯共同体」には、明確に区別すべき二つの場合があったことがわかる。一つは「共産主義的世帯」「共産主義的親族群」「共産主義的合合同世帯」とも表現されるもので、ようするに原始共同体またはその下部単位であり、一つは家父長的世帯共同体である。ここからまたコワレフスキーの影響を受けてからのエンゲルスの構想は、原始共同体→家父長的世帯共同体→近代的単婚家族であったらしいことがわかる。それは「家父長制世帯共同体が、群婚から発生する母権家族と近代社会の個別家族とのあいだの過渡段階をなすものであった⁽¹¹⁾」の文にもっとも明確に示されている。門脇氏の如く世帯共同体の段階が入りこむ余地は、全くないのではないか。

そこで、コワレフスキーを読んでからのエンゲルスの構想を、私は次のごと

く考える。彼の「氏族」は母権制である。そして「女たちの大部分あるいは全部が同一の氏族に属し、男たちのほうはいくつかのちがった氏族に分属する共産主義的世帯こそ、原始時代にあまねくひろまっていたあの女の優越の物的基礎⁽¹²⁾なのである」の文に明らかなように、ここでは、経済単位としての家族は形成されていない。対偶婚がはじまっても事態に变りはなく、原始共同体としての性格が維持される。しかし私有財産の形成とともに事態は決定的に変化する。父権が強化され、経済単位としての家族が形成され、原始共同体は崩壊しはじめる。しかしここで、コワレフスキーの影響をうけたエンゲルスは、原始共同体が近代的個別家族に分解し、個別家族を構成員とする村落共同体が発生するとする従来の自己の見解を改めた。原始共同体は、いくつかの家族が土地を共同保有し、共同耕作する家父長的な世帯共同体に分裂または転化⁽¹³⁾すると考えた。少なくともその蓋然性が強いと考えた。そしてその家父長的世帯共同体内の家族の私有の強化によって、家父長的世帯共同体は分解し、個別家族の共同体としての村落共同体が形成される、というのが大筋であろう。

この間には検討すべきいくたの疑問点があるが、今はそれを不問にふし、エンゲルスの大筋の構想がかくの如きものであったと考えるならば、第1に、家父長的世帯共同体の前段階として世帯共同体の段階をおくことは、概念の混乱をまねくだけで、エンゲルスの真意をわからなくするものであり、第2に、門脇氏の世帯共同体に関する残りの特色づけは明らかにまちがいであることになる。すなわち門脇氏は「世帯共同体」を氏族制の崩壊期のものとするが、それは家父長的世帯共同体との混同である。また「世帯共同体」から村落共同体が発展するとするが、それは第4版以前の構想である。

以上によって門脇氏の「世帯共同体」は雲散霧消したと思うが、氏の「家父長制的世帯共同体」はどうであろうか。まず家父長的世帯共同体を世帯共同体の発達したものとするのは、世帯共同体＝原始共同体とみれば全くまちがいである。家父長的世帯共同体は、家父長制家族のいくぶん緩和された形である、とは一体どういう意味であろうか。ここに突然「家父長制家族」なるものが現

われてきて、なんらの説明もない。思うにエンゲルスの従来の構想は原始共同体→家父長制家族（＝個別家族）であった、それとの混同ではないか。だからこそ家父長的世帯共同体を「とくに東洋諸民族のあいだに存在した」として特殊化せねばならなくなったのである。そしてこれは二重のまちがいであろう。第1に、家父長的世帯共同体を世界史的な発展段階から東洋の特殊現象とすることであって、門脇氏自身の論旨に一致しない。第2に、すでに並べたてたいくつもの引用で明らかのように、『起源』の家父長的世帯共同体は世界史的な段階として仮定されている。そして門脇氏の最後の規定は、家父長的世帯共同体が母権的家族から単婚家族への過渡的段階の家族形態である、というのであるが、とすれば、前段階としての世帯共同体はどこに消失したのであろうか。家族形態にとくに注意をうながし、家父長的世帯共同体は共同所有、共同耕作ではあるが共有財産は家父長によって所有される、としているが、共有財産が家父長によって私有されるとはどういうことであろうか。私有されるものは共有ではない。それは全くの言語矛盾である。各家族が共同耕作で生産したものが、耕地をふくめて家父長の所有であるとするならば、存在するのは家父長の私有のみであって、客観的には各家族は無所有の隷属者であり、共同所有、共同耕作は観念の中のみ存在する。思うに、この段階では明らかに私有がなければならぬにもかかわらず、共同所有、共同耕作だとの規定があるため、私有の所在をこのような観念遊びで解決したのである。

以上門脇氏の「世帯共同体」「家父長制的世帯共同体」の二概念を検討した結果、この二概念は無内容な概念であったと結論せざるをえない。

注(1) 早川庄八氏は「今日この立場にたつ研究者によって支持されているのは、門脇禎二氏がだされた『家父長制的世帯（家族）共同体』という考えかたである」といっている（『日本の歴史』4「律令国家」p.214）。「この立場」とはマルクス史学であろう。

(2) 門脇氏は、これ以前「八世紀初葉における下総国葛飾郡大島郷」（＜日本史研究＞No.40）で、この主張をだしたが、概念規定にかんするかぎりでは、以下に引用する『日本古代共同体の研究』p.11、注16とほとんど同じである。

(3) 『起源』p.50。

- (4) 同上書, p.130。
- (5) 同上書, p.62。
- (6) 同上書, p.76。
- (7) 同上書, p.77。このあとで、エンゲルスは家父長的世帯共同体のことを、二度にわたって「この世帯共同体」とのべている。
- (8) 「史的唯物論からみた家族の起源」(講座『家族』I)。
- (9)(10) 『起源』p.185。
- (11) 同上書, p.74。
- (12) 同上書, p.63。
- (13) 『起源』戸原訳本解説。

2. 吉田晶氏の規定

吉田氏は『日本古代社会構成史論』において、この二概念を規定している。氏においてはこの二概念が、アジア的生産様式論の重要な要素をなしており、これと切り離せないが、アジア的生産様式論には立ち入りたくない。氏もまた二つの概念を区別しているので、まず氏の世帯共同体論をみよう。

- (1) 「アジア的共同体の矛盾の論理的基点は、分割労働の単位となる家族的結合の発生である。共同体内部の家族的結合の発生は、最初は消費の単位として、共同体労働の一つの労働単位として成立してきたことに、求められる。このような家族的結合のもっとも古い形態が『共産主義的親族群』としての世帯共同体であること、については、とくに説明を必要としないであろう」⁽¹⁾
- (2) 「ここには共同所有と分業にもとづく、それ自身が『経済上の単位』であった世帯共同体のすがたが具体的に指摘されている。この点は、コワレフスキーの明らかにした南スラブのツァドルガについても同様である。だが、右のような『経済上の単位』としての世帯共同体は、18～9世紀にまで残存していたものであって、人類の歴史に初めて現われた分割労働の単位としての世帯共同体とは、その内容を異にしている。ツァドルガやメキシコのアズテカ同盟体の世帯共同体は、それ自身完結した自給自足の経済単位としての形

態をもっていた。だがアジア的共同体の内部に現われた世帯共同体は、いかに分割労働、家屋と園宅地の私有、耕地占有の単位ではあっても、それ自身が完結した経済上の単位であったのではないからである。19世紀の南スラブに残存したツァドルガは、さまざまな歴史的諸条件のなかで、化石的に残存した世帯共同体であって、その形態をもって直ちにアジア的共同体の内部に発生した最初の家族結合とすることはできないと思う。共通しているのは、多くの世代のいくつもの単婚家族（夫婦別居制のばあいもあるから正しくは小世帯とすべきであろう）からなり、非自由民をもそのなかに含む一つの経済上の単位であるということであって（下略）⁽²⁾

以上によれば、吉田氏の世帯共同体は、第1に、アジア的共同体の内部に発生した最初の家族結合であり、第2に最初の消費の単位、共同体労働の一つの労働単位である。第2の点は(2)のところで、分割労働、動産私有、家屋と園宅地の私有、耕地占有の単位である、とさらに明確化している。第3に、しかし世帯共同体は、それ自身が完結した「経済上の単位」ではない。経済上の単位はアジア的共同体そのものである。第4に、世帯共同体は、多くの世代やいくつもの小世帯からなり、非自由民をもそのなかに含むものである。

吉田氏の規定は、門脇氏の規定よりははるかに明確である。しかしそれは、先に私が原始共同体そのものであるとした世帯共同体とは、明らかにちがう。このような相異が生まれた理由も、もはや明らかであろう。吉田氏は、(2)でザドルガとの相違を問題にしていることからわかるように、『起源』が「世帯共同体」の語を家父長的世帯共同体の意味で用いていることが多いのに、気付かなかったからである。「分割労働、動産私有、家屋と園宅地の私有、耕地占有の単位」とは、たとえ萌芽的であっても、明らかに私有の主体であり、「経済単位」であって、その発生と同時に父権もまた発生しているのである。非自由民を含む、すなわち私有することも、戦争捕虜などを除いた場合、私有の発生を理論的前提とする。このような家族の発生は、家父長的世帯共同体段階のものである。『起源』の、家父長的世帯共同体と区別された意味での世帯共同

体では、既述のように経済単位としての家族の私有をふくんではいないのである。このような誤認があったからこそ、「経済上の単位」と「完結した経済上の単位」などという区別だてが必要となったのである。吉田氏の引用した『起源』の文のどこから「完結した」とか「完結しない」などの形容詞が出てくるのか、私にはわからない。少なくとも「完結した」とはいかなる意味か説明が必要である。個別経営が「完結しない」からこそ中世村落共同体が形成されるともいえる。ようするに家父長的世帯共同体段階の特徴を「世帯共同体」段階での特徴ととりちがえたから、このようなすりかえが必要となったのではないか。

次に吉田氏の家父長的世帯共同体論を検討しよう。氏のあげる特徴は次のごとくである。

- (1) 「一たび成立したアジアの共同体内部の家族的結合は、その再生産を通じて、一箇の労働単位、動産私有の単位として、アジアの共同体関係に対立する側面を持ちはじめ。とくに家父長的関係の発展がこれに決定的役割を果す。その最初の家族形態は家父長的世帯共同体である⁽⁴⁾」
- (2) 「家父長的世帯共同体は、右のような世帯共同体の内部に家父長制が発達し、それによってこの家族的結合が維持されるにいたったものである。母権に代って父権がその結合を支えるようになり、労働力のうちの非自由民の占める役割が増大し、自給的な単位としての側面が強くなっていくこと等が、世帯共同体の段階と異なっている⁽⁵⁾」

ようするに吉田氏によれば、世帯共同体と家父長的世帯共同体との相異は、① 母権の父権への転化と、② 家父長的関係の発展、③ 労働力中に占める非自由民の占める役割の増大、④ 自給的側面の強化の諸点につきるであろう。②③④は、いずれもすでに存在しているものの量的増大である。その量がどれだけ増大したとき質的転化が起るのかを明らかにしないかぎり、これらは二概念の相異の重要な兆標とはなりえない。二概念の相異を示しうる質的な相異点は①の母権から父権への転化だけであり、これこそが基本的に重要であるはず

なのに、そのことの指摘がなく、(1)の文には全く欠如しているのは、その重要性に気付いていないからである。そしてもしその重要性に気付いているならば、①と②とは矛盾することにも気付いたはずである。すなわち、もしここで母権が父権に転化したのであるならば、家父長的関係はここで発生したのであって、すでに存在しているものが「発展」などをしたのではないからである。『起源』はいう。

「このような富は、いったん家族の私有に移ってそこで急速に増殖するやいなや、対偶婚と母権氏族とを土台とする社会に一つの力づよい打撃をあたえた⁽⁶⁾」

そしてまた、母権の転覆は「人類の経験したもっとも深刻な革命の一つ⁽⁷⁾」とも、「女性の世界史的な敗北⁽⁸⁾」ともいっている。すなわち『起源』によれば私有財産および父権と母権氏族とは本来相容れない存在なのであり、両者の併存は母権氏族の最終末期のきわめて短期間であって、この段階を歴史上の一段階として特定する必要はなく、原理的には無視してよいのであり、画期は母権社会の父権社会への転化であり、父権社会はその当初から父権制と私有財産制をもっていたのである。原始共同体としての氏族は既に崩壊してしまっている。家父長的世帯共同体が成立したということは、これを構成する個々の家族の私有が成立していることであって、後者を否定する共同所有や共同耕作は、原則的に存在しないのである。かくて家父長的世帯共同体とは自身のなかに矛盾をふくんだ概念なのである。にもかかわらずエンゲルスが、ためらいながらもこの概念にひかれ、またその共有、共耕的性質をくりかえして説くのはなぜであるかが問題であるが、それは一まずおき、吉田氏については、門脇氏におけると全く同じように、二つの概念が相互に混乱しており、概念として成立しないことは明らかになったであろう。

注(1) 『日本古代社会構成史論』p.46。

(2) 同上書、p.97。

- (3) 前節注(6)参照。なお、吉田氏はマルクスの文も引用しているが、マルクスは世帯共同体の語を用いていない。
- (4) 『日本古代社会構成史論』p.46。
- (5) 同上書，p.97。
- (6) 『起源』p.70。
- (7) 同上書，p.72。
- (8) 同上書，p.73。

3. 原島礼二氏の規定

原島氏は、門脇氏や吉田氏とともに、この二つの概念を用いて、日本の古代社会の分析を試みた、すぐれた古代史家の一人である。氏は正面から二概念を規定していないが、氏の見解は、門脇氏を批判した論説⁽¹⁾から大体推定できるから、これによって関連した部分を要約してみよう。

- (1) エンゲルスの『起源』の根本の立場は「家族形態の発展を労働生産性の発展よりとらえようとしたもの」であり、「家族形態を、人間の生活手段の再生産の場としてとらえることにあったと考えられる」
- (2) したがって、(ア) エンゲルスのいう家父長的世帯共同体なる概念を、そのままあれこれと類似点を求めて分析するという方法は本来のものではない。(イ) 家父長的世帯共同体概念は、一夫一婦制家族に先行するかなり長い時代にあてはまるものである。(ウ) エンゲルスは、コワレフスキーの理論の承認は将来の課題としているようであり、家父長的世帯共同体の家族形態とその特徴の一つとしての土地の共有と共同耕作との必然的な関係、条件を理論化していない。
- (3) 以上により、エンゲルスの立場の郷戸分析への具体化にあたっては、若干の反省が必要である。エンゲルスの提示した個々の特色の摘出、指摘は本質的な意味をもたない。たとえば共同耕作、共同所有は本質的なものではない。

以上がさしあたり必要な関連項目である。まず(1)について考えてみよう。私も原島氏と同じように、古典はまずその根本的な立場、主張を掴むべきであって、個々の片言隻語にとらわれるべきではないと考える。この見方に立つとき、『起源』の「根本の立場」は「家族形態の発展」ととらえることにあった、とは思えない。それは標題をみてもわかる。血縁家族といいプナルア家族と銘うって、家族形態を追究しているが、追究されている実体は「家族」ではなくて、共同体である。すなわちエンゲルスの「根本の立場」は、家族・私有財産の発生による原始共同体の崩壊と国家の発生を追究することであった。

(2)についてみよう。私も世帯共同体や家父長的世帯共同体なる概念をそのままあれこれと類似点を求めて適用すべきではないと考える。だがその理由は、原島氏が(ウ)でいうように、エンゲルスはこの二概念を理論化していないからである。そしてここに問題がある。私は、われわれがとるべき態度は、理論化されたものではないから、そっくり捨てるか、「将来の課題」を解決するか、二つに一つしかない、と思う。後者はこの概念内容を確定し、エンゲルス理論の中に位置づけて、具体的諸事象に適用することであって、これなくして、類似点をあれこれと適用することは無意味であると考えられる。原島氏は前者を選んだのではない。その主著『日本古代社会の基礎構造』は、きわめて頻繁に二概念を使用している。では後者を選んだのか。その痕跡はみられない。したがって(2)の(イ)でいうように、家父長的世帯共同体の概念が一夫一婦制家族に先行するかなり長い時代にあてはまるかどうか、は疑問である。こういうことは二概念を確定してからいえることである。

(3)についてみよう。ある概念を設定し、その諸特徴をあげることは、その概念を確定し、規定することである。家父長的世帯共同体にとって、土地の共有や共同耕作が本質的な特徴でないとするならば、他に本質的な特徴があるはずであり、それを示さなければならない。それが示されない限り、その概念は内容がないのであって、死滅するほかはない。事実、原島氏においては、この概念は死滅している。氏は「家父長的世帯共同体の歴史は古代に限定されるわけ

ではなく、日本の場合でいえば古代の五、六世紀より近世初期に至る長い歴史を含むものとみななければならない⁽²⁾』といている。同じことを先の(2)のところでもいっている。とすれば、家父長的世帯共同体は、原始共同体社会が崩壊し、国家が成立する時期の社会を分析する概念ではなくなる。そのような概念としては死滅し、社会学でいう「同族団」でも、なにか類似の概念でもよいことになる。それならば、石母田正氏や藤間生大氏のやったように、具体的事象のなかから抽出した別個の概念を用いた方がよい。それがまた原島氏自身が主張するところと一致する。原島氏が、上の引用のように考えた理由は、おそらく、

- (1) この概念が、『起源』ではつねに、母権家族と「近代の」単婚家族との中間段階として設定されている、
- (2) 土地共有と共同耕作は「ツァドルガその他若干の実例から帰納されたものにすぎず、家族形態と共有等との必然的な関係、条件を理論化したものではない⁽³⁾」

ことからであろう。しかし、(1)の「近代の」を文字通りにとるならば、既述のように家父長的世帯共同体は、歴史の特定段階分析の要具である資格を失うであろう。「近代の」は他の箇所では「近代的な意味での⁽⁴⁾」と表現されている。まさに家父長的一夫一婦制家族は、それが相互にいかなる結合体をつくろうとも、古代から現代まで、その本質をかえることなく存在している、とエンゲルスはいっているのではないか。(2)も納得できない。土地共有や共同耕作は、たしかに理論化されていない。しかし、家父長的世帯共同体がいくつかの世代や個別家族から成り立っているとか、非自由人をふくんでいる等の属性も理論化されてはいない。総じてこの概念全体が理論化されてはいないのである。しかもエンゲルスは、土地共有や共同耕作をくりかえして述べており、「土地の共同保有と共同耕作をともなう家父長的世帯共同体⁽⁵⁾」というように、これを基本的属性とみなしていた可能性があるのをどう説明するのであろうか。

原島氏は世帯共同体については、とくに言及していない。しかし「将来の課

題」を解決する立場からは、二概念の相互関係を明らかにすることは、是非とも必要である。原島氏の批判の対象となった門脇氏は、はっきりと二概念を分けていたのであるから、なおさらである。

注(1)(3) 「家父長的世帯共同体に関する覚書」(<歴史学研究>No. 263)。

(2) 『日本古代社会の基礎構造』p.311。

(4) 『起源』p.76。

(5) 同上書, p.77。

4. 二つの概念の消滅と復活

以上により、門脇氏によって復活させられ、今日も広汎に用いられている「世帯共同体」「家父長的世帯共同体」の二概念は、その実きわめてあいまいな概念であることが、ほぼ明らかになったことと思う。このようにあいまいであるかぎり、この二概念はやがて消滅するであろう。あいまいな概念を、あいまいなまま使用するのには、エンゲルスの権威によりかかるものであり、科学的とはいえず、長続きするものではない。

このうち世帯共同体の概念は、既にみたように、法民族学者である江守五夫氏の方法を応用すれば、エンゲルスの体系中に復活することができると考える。藤間生大氏は、民族学や人類学の歴史への適用に批判的であるが、私には納得できない。現在の「未開民族」と原始社会の民族がちがうこと、現在と過去の直結がまちがっていることなどは、いい古されたことであって、納得できる。しかし古典学説はモルガン等の民族学者の現状認識と深いかわりはあるが、この理論=仮説は、現状認識を基礎として構築された理論とくらべると、次元のちがう所で構築されている、と藤間氏はいう。しかし、どのように次元がちがうのかももう少し説明してくれないと、頭の悪い私にはわからない。「常時発情」について、支配階級間におきた好みと風習が、条件のちがう被支配階級にも及ぼされたのではないか、「上のやる所、下これにならうの例は当然の

ことだからである」というような推論が、より高次元のものであるとは、私には思えない。民族学にも人類学にも門外漢である私には、これらの学問についてとやかくいう資格はないのであるが、しかもあえてこういうことをいうのは、家父長的世帯共同体の概念も、これらの学問の助けをかりると復活するかも知れない、と思うからである。

民族学者江守五夫氏によると、私有財産の発生と家族および父権の発生は同時的である。だが、母権氏族またはそれに分属する血縁集団が、いきなり個々の単婚家族に分解するわけではない。婦処婚が夫処婚となり、父系の氏族集団または血縁集団がまず形成される。それはもうすでに経済単位となった個別家族によって構成されているから、急速に個別家族に分解していくが、当初においてはなお氏族的結合を失わない。

民族学者岡田謙氏にきこう。台湾の北ツォウ族は父系であるが、氏族組織をもっており、大氏族・中氏族・小氏族の段階に分かれている。小氏族は、元來家屋をとにもすべきものであるが、それを構成する小家族が別々の小屋に分かれ住むこともある。焼畑は小氏族＝家の所有である。小屋に住む小家族はそれを分割耕作しているが、自己の耕す焼畑の収穫物を本家にもちかえるのを理想としている。新しく入ってきた水田は、各小家族の所有になっている。父系のブヌ族も大体同じである。詳細は略するが、これらをまとめて、岡田氏は「もっとも連帯性の強い小家族的結合は家産とは別に私財を有し、農耕その他にも一体となって当り、もっとも緊密な経済共同体として存在する。大家族はその外廓的な経済共同体として、耕地を共同所有し、農具・家具・什器類を一家のものとなし、収穫物も共同で消費する。連帯性においては小家族的結合に劣るが、後者の十分にもたらし得ない経済的安定を与えている。ことに家族員の間柄・性格のいかんによっては非常に強い合一化を示し、所有物を互いに融通し、小家族的結合と似た緊密な結合をなすことがある⁽³⁾」といている。ここでは、小家族による土地や財産の私有と氏族による共有や共同消費とが、前者を基調としながら矛盾せず存在している。焼畑耕作では、小家族が土地を私

「家父長的世帯共同体」について（鷺見）

有しながら共同耕作をすることもある。所有についての現代的観念を以てしては律しえないものがあることを教えられる。そしてこのことは、歴史学的には前近代社会における所有の重層性として、普通にいわれていることでもある。共有や共耕を家父長制の概念と矛盾するとして排除する必要もなければ、共有や共耕に併存しうる私的所有は、共同体首長の所有であると考えする必要もないのではないか。とすれば、それ自身矛盾するかの如き家父長的世帯共同体の概念も生きてくるのではないか。『起源』の「根本の立場」に立てば、本源的な共同体は母系氏族の消滅とともに消滅する、そのあとに現われる父系的氏族あるいはその下部組織である血縁集団、いってみれば家父長的世帯共同体は、なお共同所有、共同耕作をともなうが、小家族の私有を基調とするものであって、急速に死滅する過渡的存在である、というようなことになるのではないか。「問題は、ワイラーとワイツとが論争していたときのように、土地の共同所有か私的所有かということではもうなく、共同所有の形態いかに⁽⁴⁾である」とはこういうことではなかったのか。

注(1) 「民族学に対する歴史研究者としての若干の要望」(<歴史評論>No. 242)。

(2) 『母権と父権』

(3) 『未開社会における家族』

(4) 『起源』p.185。